

○デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件（平成二十一年総務省告示第百二十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一 デジタル特定ラジオマイクの無線設備の空中線及び附属装置その他これに準ずるもの 二 (略)	一 デジタル特定ラジオマイク用附属装置その他これに準ずるもの 二 (略)

附則
この告示は、平成二十四年七月二十五日から施行する。